

外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	：	：	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六五の二
平二十八・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1	区 分		国外所得対応分	①のうち
					①	非課税所得分
					円	円
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	当期の外国所得の算減の金額の計算	国外の当期利益又は当期欠損の額	17	
	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)	18	
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額	19	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5		貸倒引当金の戻入額	20	
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6			21	
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7			22	
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			23	
	国外所得の金額 (41) (マイナスの場合は0)	9			24	
	(8) × 90%	10			25	
	国外所得金額 (9)と(10)のうち少ない金額	11			26	
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(11)}{(8)}$ と(2)のうち少ない金額	12			27	
	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(12)のうち少ない金額	13			28	
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	14			小 計	29
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	15			貸倒引当金の繰入額	30
	当期に控除できる金額 (13)+(14)+(15)	16				31
						32
				33		
				34		
				35		
				36		
				37		
				小 計	38	
				仮 計 (17)+(29)-(38)	39	
				非課税国外所得の控除額 (39の②) (マイナスの場合は0)	40	
				国外所得の金額 (39)-(40)	41	

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	42	地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (2)	45	円 000
法人税の控除限度額 (12)	43		地方法人税額 (45) × 4.4%	46	
差引控除対象外国法人税額 (42)-(43)	44		地方法人税控除限度額 (46) × $\frac{(11)}{(8)}$	47	
			外国税額の控除額 (44)と(47)のうち少ない金額	48	

別表六(五の二)の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国法人が平成26年改正前の法第69条(外国税額の控除)又は措置法第66条の7(特定外国子会社等に係る外国税額の控除)若しくは第66条の9の3(特定外国法人に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第29条の3第1項各号(外国税額控除を受けるための書類)に定める書類又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条(みなし外国税額の控除の申告手続)に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付してください。
- (2) 当期において法第64条の4第1項から第3項まで(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)又は措置法第59条の2第1項及び第5項(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額3」に、これらの規定の適用をしないで計算した所得金額又は欠損金額を記載します。
- (3) 「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額5」は、令第112条第20項(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)の規定の適用を受ける場合において、同項の規定により損金の額に算入する金額を記載します。
- (4) 「当期の国外所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

イ 「国外の当期利益又は当期欠損の額17」には、法人が当期利益又は当期欠損の額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの表に添付してください。

ロ 「加算」及び「減算」の各欄には、「国外の当期利益又は当期欠損の額17」に記載された金額が平成26年改正前の令(以下「平成26年旧令」といいます。)第142条第3項本文(国外所得の

金額)に規定する国外所得の金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四の記載に準じて記載します。

なお、ここにいる国外所得の金額とは、外国に源泉がある所得(以下「国外源泉所得」といいます。)を他の所得と区分して、その国外源泉所得に係る所得のみについて法人税を課するものとした場合の当期の所得金額をいいますが、その計算に当たっては、次の点に御注意ください。

(イ) 措置法第66条の6第1項又は第4項(内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入)の規定により益金の額に算入された金額(特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する特定外国子会社等に係る益金算入額を除きます。)及び平成26年改正前の措置法第66条の7第1項の規定により内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなされる金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上、益金の額とします。

(ロ) 平成26年改正前の措置法令第39条の18第11項(特定外国子会社等に係る控除対象外国法人税額の損金算入)の規定により損金の額に算入する金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上も損金の額とします。

ハ 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、平成26年旧令第142条第3項(控除限度額の計算)に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

(1) この明細書は、内国法人が平成26年改正前の地方法人税法第12条第1項(外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「課税標準法人税額⁴⁵⁾(2)」の記載に当たっては、

「(2)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。